

**第 2 回川西薩地区法定合併協議会
会 議 録**

平成 1 5 年 1 月 1 4 日

川西薩地区法定合併協議会

第2回川西薩地区法定合併協議会会議録

開催年月日 平成15年1月14日(火)
開催場所 シーサイドガーデンさのさ(串木野市)
開 会 午後1時30分
閉 会 午後3時10分
出席者

川西薩地区法定合併協議会会長及び委員出席者

会 長	森 卓 朗		
副会長	黒 瀬 一 郎	原 口 博 文	
委 員	岩 切 秀 雄	今別府 哲 矢	田 中 憲 夫
	今 村 妙 子	福 田 清 宏	上 醉 尾 巧
	下 迫 田 良 信	野 久 尾 正 徳	宮 脇 秀 隆
	帯 田 博 美	大 津 正 利	宮 元 泰 子
	福 元 忠 一	山 本 佐 敏	石 塚 政 揮
	上 野 一 誠	吹 田 紘 男	森 園 正 堂
	渡 辺 一 徹	寺 師 勉	北 迫 茂
	山 元 温 治	田 原 八 工	今 村 松 男
	瀬 尾 和 敬	平 田 陽 一	肥 後 耕 作
	川 畑 禮 二	平 林 徳 子	塩 田 至
	岸 悍	鷺 山 和 平	平 嶺 道 夫
	純 浦 勝 志	藏 元 欽 一 郎	村 尾 幸 生
	長 瀆 秀 徳	大 良 影 夫	西 仙 可
	石 原 弘 子	尾 崎 嗣 徳	塩 釜 三 郎
	中 野 捷	橋 野 利 邦	小 村 庄 昌
	塩 釜 悦 子		

以上49名

顧 問 西中須 浩一 馬 場 英 俊

川西薩地区法定合併協議会委員欠席者

委 員	富 永 茂 穂	後 夷 安 男	淵 脇 紀 子
	田 島 忠 志	山 下 廣 江	

以上 5名

会次第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

議案第4号 事務事業一元化調整方針（案）について

議案第5号 新市まちづくり計画の策定方針（案）について

議案第6号 新市名称候補選定小委員会設置規程（案）について

（委員長・副委員長の選任）

4 報告事項

（1）新市名称候補選定小委員会の委員長・副委員長の選任について

（2）川西薩地区法定合併協議会市町村長調整会議規約について

（3）川西薩地区法定合併協議会幹事会規程について

（4）川西薩地区法定合併協議会専門部会規程について

（5）川西薩地区法定合併協議会分科会規程について

（6）川西薩地区法定合併協議会事務局規程について

（7）川西薩地区法定合併協議会委員等の報酬及び費用弁償等に関する規程
について

（8）川西薩地区法定合併協議会財務規程について

（9）川西薩地区法定合併協議会会議録等閲覧に関する要綱について

5 その他

・次回協議会の開催について

6 閉 会

司会者（川野眞司事務局次長）

まもなく会議を開会いたしますが、会議に入ります前に資料の確認をお願いいたします。

お手元にお配りしてあります資料でございますが、資料 1、協議会会次第、資料 2、協議会資料でございます。よろしいでしょうか。

それでは、ただいまから第 2 回川西薩地区法定合併協議会を開会いたします。

開会にあたり、当協議会の森会長にご挨拶をお願いいたします。

森卓朗会長

新年あけましておめでとうございます。幕の内が過ぎまして、2、3日過ぎているわけでございますけれども、今年、初めての法定合併協議会でございます。皆様方にはお元気で新春をお迎えになられたことと心からお喜びを申し上げる次第であります。

ところで、本日は第 2 回目の川西薩地区法定合併協議会を開催いたしました次第でございますが、皆様方には大変ご多用中にも関わりませず、委員の方々ほとんど全員ご出席をいただきまして、誠にありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

ところで、昨年 12 月 25 日に県内初めての法定合併協議会が設置されたところでございますが、私ども川西薩地区にとりましても、歴史的にも大きな大変重要な意味を持っているものであります。この設置に至るまでの経緯につきましては、皆様方に大変ご苦勞をおかけし、そしてまた皆様方が温かいご理解のもとに、このような法定協議会が設置できたことは、誠に皆様方と共にご同慶にたえない次第であります。

ところで、本日は先ほど申し上げましたとおり、法定協の第 2 回目の協議会を開催するわけでございますが、決意も新たに任意協議会の時代に一応の目途を立てて、平成 16 年 10 月を新しい市の発足の時期という目標を立てまして、これから諸事業、事務を進めていくことになるわけでございます。いろいろと本日はご提案申し上げ、議案の審議、あるいは報告事項等について、慎重なご審議を賜るようお願いを申し上げておきたいと存じます。

ところで、昨年 11 月 18 日に開催されました第 3 回の任意合併協議会におきまして、下甕村から川西薩地区法定合併協議会への参加を留保され、本日 1 月 14 日までに法定合併協議会に参加するかの否かの態度を決めていただくことで、申し入れが昨年あったわけでございます。このことにつきまして、本日、下甕の町村長さんのほうから、午前中にお出でになりまして、法定合併協議会の 9 つの首長さん方と意見を交わしたところでございます。

町村長さんのほうからは、村議会の結果や、村長さんとしてのお考えをつぶさにお伺いいたしまして、そしてその結果、村長さんとされましては、できるだけ早い機会にいろんな手続きを経て、そしてできるだけ早い機会に村自体の意思統一を図って、そして当法定協議会のほうに加入の申し出をしたいというようなお気持ちを披瀝されたところでありませぬ。

これを受けまして、9つの市町村長さん方の会議を、下甌村長さんを交えて話し合いをいたしたところでございますけれども、結論から申し上げます、下甌村の法定合併協議会に参加することについては、まず村の体制をしっかりと整えていただいて、広域合併の方向で申し出がありましたら、門戸は開いておくというのが、現在の法定協議会の首長さん方のご意見であります。

ただ、これから下甌村におかれまして、仮にいろんな手続きを経て、広域合併の方向性が出ましたといたしましても、この現在の法定協議会の事務事業は、かなり作業が進んでまいっておりますし、また下甌村の関係がいろいろ結論が出たといたしましても、かなりの時期のずれがあるわけでございます。

したがって、当協議会といたしましては、現時点におきましては法定協の団体にすぐ申し出があったから参加させる、あるいは参加するということにつきましては、現時点におきましては非常に厳しいのではなかろうかと、このような意見をまとめて、町村長さんのほうに申し上げたところであります。

門戸を開いておりますので、ご希望があり、体制が整って、お出でになりましたら、できるだけ早い機会に私どもも一緒になって、新しいまちを作りたいと存じますけれども、如何せん17年3月までは、後ほど事務局のほうから説明も申し上げますけれども、厳しいのではないかと、このように申し上げたところであります。したがって、17年4月以降に、もし体制が整っておられますならば、一緒にまいりましょうということを申し上げてきたところでございます。

したがって、これまでとおり2市4町3村で、新市建設に向けての協議を今後も進めてまいりたいと存じますので、ご了承賜りますようお願いを申し上げます。

それでは早速、本日の会議に入りたいと存じます。皆様の熱心な協議によりまして、本日の会議が実り多き会議となりますように、心から祈念を申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

司会者（川野眞司事務局次長）

ありがとうございました。

それでは議事に入りますが、本日の会議の成立について申し上げます。協議会規約第10条第1項の規定によりまして、会議は委員の半数以上の出席がなければ開くことができないとされております。本日の委員出席者数は48名で、委員の半数を超えておりますので、この会議は有効に成立していることを宣言いたします。

次に議長でございますが、協議会規約第10条第2項の規定によりまして、会長は会議の議長を務めることになっておりますので、森会長に議事進行をお願いいたしますと存じます。よろしくお願いいたします。

森卓朗会長

では、しばらく会議の座長を務めさせていただきます。着席のまま議事を進めることをお許しいただきたいと存じます。

では、ここでまず傍聴者の皆様へ、今、お手元にあります傍聴の心得をよくお読みになりまして、静かに傍聴していただくようお願いを申し上げます。ただいまから協議に入りますが、議事録作成の点から、発言につきましては、発言の前に委員名を言ってから発言をお願いして下さるよう、お願いします。

では早速、まず議案の関係から審議をしてみたいと存じます。

議案第4号、事務事業一元化調整方針（案）についてを議題にいたします。事務局の提案の説明をお願いします。

田中良二事務局長

事務局長の田中でございます。所属は川内市の市町村合併対策課長でございます。

本日の第2回法定協の会議の資料は資料2、右上のほうに大きな字で資料2と書いてございますが、これによりまして説明をさせていただきます。なお、委員の皆様からの質問に対する答弁の細かい点につきましては、次長あるいは所管の専門部会長に答弁させますので、ご了解をお願いいたします。

なお、本日の会議に至りますまでには、1月9日に助役、関係部課長で構成します幹事会のほうで活発な議論を経て、本日、素案を提出しております。

それでは、資料の2を開いていただきまして、1ページが本日の会次第でございまして、ただいま議長のほうから説明指示がございましたのが会次第の3番目、議事の1点目で、議案第4号でございます。

本日は、ご覧のとおり、3番目の議事が3件、4番目の報告事項が9件の会次第となっております。

それでは、資料2の5ページをお願いいたします。

先ほど議長から説明指示のございました、議案第4号、事務事業一元化調整方針の案について説明をいたします。

事務事業一元化調整方針（案）を別紙のとおり定める。平成15年1月14日提出。川西薩地区法定合併協議会、森卓朗会長の提出でございます。

本件につきましては、去年11月18日の第3回任意協議会で承認された経緯がございまして、本日は学識経験者の委員の皆様も含めまして、法定協としての意思決定をするものでございます。

それから、あと2件の議案の提出日と提出者は、上記と同等でございます。

それから、後ほども申し上げますけれども、この法定協会議の大きな会議の柱は3本ございまして、1本目が基本4項目の議論、2本目がこの事務事業の一元化調整でございます。3つ目が次の議案で出てきます、新市まちづくり計画でございます。

開けていただきまして、6ページをお願いいたします。

6ページが調整方針の案でございますが、6ページの左の上でございますように、1点目が調整の目的でございますけれども、この法定協9市町村のそれぞれの行政と言いますのは、2段目以降でございますように、それぞれ行政のサービスや負担水準は異なっております。合併するとした場合は、行政サービスや負担の水準を統一する必要がございますので、様々な制度等を比較しながら、一本化するための調整案を協議する必要がございます。

ここで少し口頭説明いたしますけれども、改めて一元化の調整と申しますのは、前回は申し上げましたけれども、9市町村で同じ種類について異なります金額の統一、もう一つはやり方、システムの統一でございます。

金額につきましては、ご案内のとおり、例えば介護保険料、水道料金、子供達の給食費、敬老金など、様々なのが取り扱いが違っております。

それから、やり方の違いというのは、前回申し上げましたように、広報誌の配布方法とか、ゴミ収集の処理方法などが異なっておりますので、これを話し合いながら一元化する必要がございます。

それから、この比較表という言葉が出てまいりますが、比較表という言葉を使いましたけれども、12月時点で本協議会につきましては、2,439項目、2,439分類で現況調査の入力は終わっておりますが、A3の用紙で2万ページに上る膨大な資料でございます。

それから、スケジュール的には、来月2月までに比較表を整理しまして、3月から6月までかけまして、分科会と専門部会での協議を行います。したがって、逆に言いますと、本年6月までに事務レベルの一元化の協議は終了しなければならないというようなスケジュールでございます。

それから、2点目が基本的な事項ということで、どのような一元化の方針でいくかということでございますけれども、これにつきましては、後ほど8ページの表で詳しく説明いたします。

それから、ここも口頭の説明になりますけれども、前回、法定協で出ましたように、4,000項目の全てをこの会議にかけるものではございません。現時点では46のグループ分けをしまして、主なものを事前提案と次回承認という形で、順次この法定協議会に本年かけてまいります。

それから、この法定協にかけます一元化の素案と言いますのは、9名の専門部会長でございますまして、この事務局ではございません。各々専門の部長、課長が協議しながら、この協議会に提案してまいります。

それでは、7ページのほうに、3番目が事務事業の調整方針ということでございまして、この調整方針に基づきまして、今月から9市町村の全職員が45の分科会と9つの専門部会に分かれて調整を始めようとするものでございます。

その調整方針の(1)でございますけれども、住民生活に支障のないような速やかな一体性の確保を努めるということで、一体性確保の原則でございます。後段でございますように、住民生活に混乱をきたさないように、電算システムによる住民票の発行など、一元化を速やかに図る必要がございます。

(2)が住民サービス及び住民福祉の向上に努めるということで、住民福祉の向上の原則ということでございます。必要なサービスの水準を低下させることなくということで、このように書いております。

それから、3番目が、一方、負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないように努めるということで、負担公平の原則でございます。これにつきましては、住民の間に不公平感を生まれないような配慮が必要ということでございます。

それから、(4)が新市において健全な財政運営を努めるということで、健全な財政運営の原則でございます。これは、現在、各自治体で取り組まれている方針を、引き続き新市でもやっていこうという方針でございます。

同じく(5)が行政改革の観点から、事務事業の見直しに努めるということで、行政改革推進の原則でございます。四角囲みでございますように、スクラップアンドビルド、あるいは既定計画事業を含めた事務事業の見直しということで、県内の他地域ではこのような建設事業の見直しも議論されているようでございます。

それから、(6)が新市の規模に見合った事務事業の見直しに努めるということで、適正規模準拠の原則でございます。書かれていますように、人口や面積の勘案ということで、類似都市の状況も考慮していきます。なお、本地区につきましては、甕島、離島という要素もありますので、様々な角度からの議論が求められております。

7番目が公共的団体などの一本化に努めるということで、各種公共的団体も一本化、統合整備、合併に努めるものとするということでございます。

ここでも少し口頭説明になりますけれども、前回も申し上げましたが、いわゆる公共的な団体の中で、自治体合併に伴って、必ず合併しなければならないものは、社会福祉協議会でございます。それから、商工会議所とか青年団、女性団体も合併特例法によりまして、合併の努力規程が定められております。

それから、住民の間でよく議論になります、一部事務組合につきましては、どのような合併の組み合わせになりましても、住民サービスを下げないことが原点でありまして、組み合わせによって一部の地区住民のサービスが支障が出るということは、合併協議の本論ではございません。支障が生じないように、他の任意協議会、他の法定協とも今後協議を進めてまいります。

それから、次のページをお願いいたします。8ページが一元化方針の集約表でございますが、8ページの事務事業すり合わせの基本的な区分ということで、ご覧下さい。

まず表の左のほうに、関係市町村が実施している全ての事務事業等ということがござい

ますが、これにつきましては、本日ご出席の法定協の9市町村のメンバーと、本地区内の8つの一部事務組合の事務が含まれております。これが通常、事務事業の4,000項目、打ち出しますと2万ページの比較表というのが、この四角囲みの意味でございます。

これを3つに分けて、現行とおりいくか、一元化していくか、廃止していくかということ、各役場の職員、分科会レベルから議論を始めてまいります。

一番上が、現行のとおりということ、9市町村共通的な要素があれば、右のほうにございますように、現行どおり存続、新市に引き継がれていくということでございます。

それから、一元化と言いますのは、真ん中の上でございますように、統合、合併市町村のどこかに合わせる、統合ということございまして、それを平成16年10月の合併時から行うのか、それ以降の合併後から行うかという分類が必要です。

それから、その下のほうが、再編（新規も含む）ということでございますが、取り扱いの経過措置を含めまして、合併時から行うか、合併後から行うかという議論でございます。

それから、一番下段が廃止ございまして、合併時から廃止するのか、合併後一定年数後に廃止するのか、このような分類をしていくわけでございます。

それから、最後に口頭になりますけれども、先進例からのアドバイスなんかを聞いておりますと、やはり対等の立場で議論して、期限までの合意がとにかく必要ということございました。一切、我がまちの数字、やり方を変えないというのは、議論自体が始まらないということで、そのようなアドバイスも受けております。

以上で、先進例のアドバイスも含めまして、事務事業一元化調整（案）の説明といたします。よろしくお願いいたします。

森卓朗会長

ありがとうございました。ただいま議案第4号、事務事業一元化調整方針（案）について、提案説明をいたしました。これから、委員の皆様方のご意見を求めたいと存じます。何かご質問、ご意見等ございませんか。

ありませんか。事務局の説明がさらさらさらと流れたので、お分かりにくいところもあったかも知れませんが、よろしゅうございますか。

では、お諮りします。議案第4号につきまして、事務事業一元化調整方針（案）につきましては、ただいま提案を申し上げました方法、要領に基づきまして、これから作業を進めていくことで、よろしゅうございますでしょうか。

（「はい」の声）

ありがとうございました。議案第4号議案につきましては、事務事業一元化調整方針（案）につきましては、提案のとおりご承認をいただいて、これから作業を進めていくことにしたいと存じます。ありがとうございました。

では引き続きまして、議案第5号、新市まちづくり計画の策定方針（案）についてを議題に供します。事務局の提案説明をお願いします。

田中良二事務局長

それでは、資料の9ページをお願いいたします。議案第5号、新市まちづくり計画の策定方針(案)についてでございます。

これも冒頭説明申し上げましたように、この法定協議会の新市まちづくり計画は三本柱の1つでございます。

「市町村の合併の特例に関する法律」(以下「合併特例法」という。)により、合併協議会において作成することとされている市町村建設計画については、別紙のとおり、策定方針を定める。

なお、川西薩地区法定合併協議会においては、合併特例法上の「市町村建設計画」を「新市まちづくり計画」と称するものでございます。

本件につきましても、昨年11月18日の第3回任意協議会の会議で承認された経緯はございますが、本日は法定協としての意思決定をお願いするものでございます。

中段の参考のところでございますが、この合併特例法におきます新市まちづくり計画の性格でございますが、第5条にそのことを書いてございます。

第5条の1番目のところに何を書くかということでございますが、合併市町村の建設の基本方針、まず基本方針を書きます。

2番目が、市町村と県が実施する建設の根幹となるべき事業に関する事項ということでございます。市町村事業と県事業を搭載していきます。なお、県事業につきましては、先週1月10日に地域支援本部を開催されまして、川内総務事務所で開催されまして、事務局のほうも出席いたしました。県事業の登載スケジュールについての協議を出されたところでございます。

それから、3番目が、公共的施設の統合整備に関する事項でございます。

4番目が、財政計画を検討し、登載する必要がございます。

開けていただきまして、10ページでございます。

新市まちづくり計画の策定方針(案)でございますが、10ページの左上、1点目が計画の趣旨でございますが、この列記されました、9市町村合併後の新市のまちづくりを総合的かつ効果的に推進することを目的として策定いたします。関係市町村の速やかな一体化促進、住民福祉の向上、新市全体の均衡ある発展ということで、合併特例法の趣旨ののって策定を進めてまいります。

2番目が、計画の構成でございますが、法定事項に則りまして、基本方針、基本計画、実施計画、公共的施設の統合整備、財政計画で構成いたします。なお、2行目に実施計画ということがございますが、これにつきましては、合併特例債を使う場合は、合併特例債事業は実施計画として、細かく事業検討して登載する必要がございます。

3番目が、計画の期間でございますが、前ページの他市例などを参考にしながら、本協議会としては10年計画で計画を定めたいということでございます。

4番目が、計画の内容でございますけれども、1番目が、基本方針につきましては、将来を見据えた長期的な視野で検討を進めてまいります。

2番目の基本計画並びに実施計画につきましては、ハード事業、ソフト事業、両面に渡り事業を展開してまいります。

3番目の公共的施設の統合整備につきましては、住民生活に急激な変化を及ぼさないような配慮、地域バランス、財政事情を考慮しながら実施していくものでございます。

4番目が財政計画でございますが、地方交付税などの依存財源を過大に見積もることのないようにということと、それから、引き続き新市におきましても健全な財政運営が行われるように、十分に留意して策定するものでございます。

それから、5番目が計画策定の考え方としまして、住民意向の反映ということと、合併効果の最大活用と懸念事項の適切な対応ということでございます。

それから、6番目は現在の市町村との基本構想との整合ということでございますが、言い方を変えますと、この6番目につきましては、現在、9市町村にございます議会の議決をしました基本構想、振興計画を踏まえまして、この合併後の新市まちづくり計画を、今年、策定いたします。

それから、この新市まちづくり計画は非常に重要な計画でございます、来年、平成16年春予定されます、関係市町村長の合併協定調印と、議会の議決の項目でございます。

それから、この新市まちづくり計画は、来年以降のことになりますけれども、平成16年10月の新市では、この新市まちづくり計画を踏まえまして、新しい基本構想が新しい議会に提案され、可決策定されていく流れになります。

11ページをお願いいたします。このような調整方針の下に、どのような体制で、今年、計画を作っていくかということでございます。

11ページの下段の(4)組織イメージで、まず説明いたします。

まず、策定の時間的に一番早いものから説明いたしますと、下段の右のほうに四角囲みで、まちづくりフォーラムということがございます。これにつきましては、法定協9市町村から各々5名の委員の方を選出していただきました。新市の将来構想について提言をいただくものでございます。これにつきましては、先週1月10日に発足式を行っております。なお、併せて住民の皆様からは、今月末までに、新市に対します構想提言を募集中でございます。

この住民の皆様からのフォーラムの提言を受けまして、四角のほうに、まちづくりプロジェクト会議、それからワーキング会議とございますが、これは役場の役所の職員の会議でございます。まず、下のほうが係長級の会議でございます、企画、財政、総務、自治振興、このような職員が4つの部会を作りまして、議論を進めてまいります。

その上のほうが課長級の会議でございます。このまちづくりプロジェクト会議で議論して、右上のほうにまいります、右上のほうに専門部会ということがございます。この会

議が専門部会に投げますのが、書かれていますように、新市の政策、財政運営、組織機構、コミュニティ振興等についての基本方針・基本計画・実施計画などをまとめて、各専門部会に示すものでございます。

先ほども9つの専門部会があると申し上げましたが、この役所の部課長からなります専門部会につきましては、4,000 項目の事務事業の一元化と併せまして、新市まちづくり計画の策定にも携わるものでございます。

それから、専門部会の左のほうから、助役さん方の幹事会、それから左のほうの本日の会議でございます協議会にかかっていきます。

組織イメージはこのようなことでございまして、大まかな流れを一番下の(5)で申し上げます。(5)が新市まちづくり計画の策定手順でございます。

一番左のほうに、新市の将来構想の提言(まちづくりフォーラム)でございますが、これを3月に提言をお願いしたいというふうに考えております。それを受けまして、計画骨子案の策定、職員によりますプロジェクト会議は3月から骨子案の検討に入ります。それから右のほうにまいりまして、計画骨子案の審議でございますけれども、事務局のほうから6月に幹事会、協議会のほうに提案をしてみります。それから書かれておりませんけれども、その後、7月には9市町村各々で計画骨子案の住民公聴会を開催いたします。一番右端のところは県知事協議、計画の決定ということでございまして、この計画の決定は、この法定協議会に12月までに終了させたいということで、予定を組んでおります。

以上が、新市まちづくり計画の策定方針(案)でございます。よろしく申し上げます。
森卓朗会長

ありがとうございました。議案第5号、新市まちづくり計画の策定方針(案)について、ただいま提案の説明を申し上げました。これから委員の皆様方のご意見を求めます。何かご質問、ご意見等はございませんか。

今別府哲矢委員

川内市の今別府でございます。

市町村合併を進める上で、先進地、各地を見て回りましたけれども、その先進事例を見てみますと、合併するために開発型合併と言われます国家プロジェクト、あるいは県のプロジェクト事業を推進するために合併した事例が多く見受けられるようでございます。

茨城県の例を見てみますと、ひたちなか市は、大型港湾づくりと関東地域の高速自動車道をセットにした、それを進めるために、そこに存在する市町村が合併をしたいようでございますし、また、つくば市は、つくば研究都市、つくば万博、あるいはつくば研究都市を作るために、関係する市町村が合併したようでございますし、そういう意味では、合併そのものに住民の皆様方が期待をしているというのは、その圏域にどういうまちづくりが進められるかというものに、大きく期待をするわけでございます。

県の方々もご出席でございますので、今日までこの合併する関係する市町村を包括する

地域指定事業としては、アトムポリス構想というものが示され、また、地方拠点都市構想というものが示されて、具体的に計画が進められ、まちづくりが今日まで進められておりますけれども、住民市民の皆様方からは、いっこうにそういう姿が見えてこないという強い不満が寄せられているのも現実であります。

そこで、県のほうではプロジェクトを中心に、21世紀ビジョンというものを作られて、計画は策定をされておりますけれども、今回の市町村合併を契機にして、ここ2市4町3村で構成する、この圏域に県事業のプロジェクト的な事業を、是非、位置づけをしていただいて、計画策定の中心に据えるようなものに、是非、していただきたいという意見を持っているわけでございますけれども、事務局の考え方、あるいは顧問として県の方々もご出席でございますので、そのへんについて、ご意見がございましたら、お聞かせしていただきたいというふうに、以上でございます。

森卓朗会長

ありがとうございました。まず、事務局のほうから、答弁をお願いします。

田中良二事務局長

それでは、1月10日に地域支援本部に、川内総務事務所内でございました会議に、事務局として出席いたしましたので、そのことの報告をいたします。

まず、県事業を含む、新市まちづくり計画の登載のやり方ですが、これは組織の流れといたしましては、9市町村の意向集約というのは、我々事務局が集中するということと、それから協議の窓口は地域支援本部でございます川内総務事務所に集中させて、県の出先各課に分散していくということで、そのような窓口事務局の確認をしております。これが1点です。

それから、あと具体的な事業の議論まではいきませんでした、やり方としましては、非常に地域支援本部のメンバーの方々からも積極的な計画検討の手順につきまして意見をいただきました。一例を申し上げますと、特に建設事業になりますけれども、この議論の書類の流れといたしましては、本地区分につきましては、川内の土木事務所長さんが受け入れて、関係するところに分散していくというやり方、それから本地区はエリアが広がりますので、宮之城の薩摩東部地区の任意協議会も出席しておりましたが、そのところにつきましては、宮之城土木を通じてということで、道路事業なんかは連帯しておりますが、一つの登載の流れといたしましては、そのような分担を各所長さんから積極的な発言をいただいたところでございます。

事務局としては以上でございます。

森卓朗会長

顧問としてご出席の馬場川内総務事務所長さん、何かございますか。なければ、市町村合併推進室の室長さん、お願いします。

馬場英俊顧問

顧問を仰せつかっております、川内総務事務所長の馬場でございます。

県との関係のお尋ねでございますけれども、今、事務局長のほうからご報告がございましたように、先般、任意合併協議会が立ち上がった後に、薩摩地域支援本部というものを、この地域の関係出先機関で集まりまして設置しまして、私のほうに事務局を置きまして、私が支部長ということになっております。

そういうことで、具体的に法定合併協議会が立ち上がり、特にこの新市まちづくり計画に関しまして、県の事業との関係について、いろいろな調整が生ずるということで、いろいろ協議を始めたところということは、今、事務局長からご報告のあったとおりでございます。

そこで、基本的な考え方を我々はどういう形で調整に臨むかということでございますが、実は県下こういう動きが一番先頭を走っておりますのは、この地域でございますが、本庁の今日は室長もまいっておりますけれども、ある意味では先例のないことをやっております、私どものこの地域が実は県のモデルになりそうな感じもございまして、そういう意味では非常に試行錯誤ながら進めておりました、確とした方針があつて臨んでいないということ、ひとつご理解いただきたいのですが、そういう意味で、私の気持ちを申し上げますけれども、今別府委員からございましたように、この地域は地方拠点都市地域にも指定されておりますし、それからまた広域市町村圏構想でいろいろなことも、課題としてずっと取り組んできておられることは充分承知しております。

ただし、それらのものは、必ずしもこの合併の現在の枠組みを念頭に置いてやっているわけではございませんので、少し考え方を整理する必要があるのかなという気持ちであります。

たまたま来年度、現在の県の計画は、15年度まででございますが、それ以降につきましては、15年度は第2期実施計画を策定することになっております。ということで、事務局のほうにもお願いをしておりますのは、そういう地方拠点都市の中で、ここに関係する部分、あるいは広域市町村計画の中でいろいろ関係する部分、それからアトムポリス構想等で関係する部分で、いろんな事業がこの地域でまだ積み残している部分、この合併によってそれをさらにクローズアップさせたい部分というのがおありになるかと思えます。

そういったものを含めて、いろいろまちづくりフォーラム等を通じて、具体的な球をいろいろ出していただくと、私どもの県のほうも、この2期実施計画のほうに位置づけていく、ひとつのいろんな球出しがいただけるのではないかと。そうすると県としてもそういった球を、球と言って言葉は悪いんですけども、この地域をどんなふうなまちづくりをしたいと思われているかという皆さん方の主体性を大切にしながら、県としてどういう応援ができるかということを組み立てていくことになるのではないかと考えております。

今、財政改革プログラムで大変厳しい経済状況でございますので、そういった具体的な

ものに積極的に支援するということが、県の予算はそういうものに重点的にシフトされていくのだらうと思いますので、是非まずその第1段のところを充分議論していただいて、私もこうして顧問として出席させていただいておりますので、そうした情報を本庁ともまた意見交換、別途ルートでしながら、よいものをこの地域に県としてお手伝いできればいいのではないかと、そういうことで申し訳ございませんが、今のところ、私、そんな気持ちで支部長の役を務めたいと思っているところでございます。

森卓朗会長

ありがとうございました。

今別府哲矢委員

ご答弁いただきまして、まだ今から具体的に検討していく、調整していくということでございますけれども、県の21世紀ビジョンの中では、この合併する市町村の関係するアクアネット構想というのは、川内川流域、そういうもので大きな柱として作られておりますけれども、この海岸線を中心とした横の線、今度は甑島、あるいは串木野市、川内市、横の線を結ぶものというものが、もっと活かされていく、そういう県事業があってもいいのではないかというふうに思います。

そこを利用して、今度は内陸部のところを活かしていく、そういうものが県事業の中で、是非、港、あるいは幹線道路、そういうものを重点的に推し進めていく、そういうものを、是非、県のほうでもご検討願いまして、合併の先頭を走っている、この計画の中に、県がやはり力点を置いた総合計画を示していただければ、他の後発の市町村合併もスムーズにいくのではないかというふうに思いますし、是非、そういう意味では検討していただきたいという、ご意見だけを申し上げ、要望とさせていただきたいというふうに、以上でございます。

森卓朗会長

今、今別府委員のほうから大変貴重な建設的なご意見をいただいたところであります。アクアネットワーク構想というのも、今、ご意見がありましたとおり、これはアクアというのは水ですけど、水だけではなくて、温泉、それから道路、甑島の素晴らしい自然と環境、こういうものを活かしてネットワーク化していくということで、これはもう県のアクアフロント構想に準ずる大きなやっぱり構想でありますので、何か鹿児島だけ一極集中で、大きな目玉だけ、鹿児島だけにできるようにありますので、是非この川西薩地域に何か一本大きなものを県がプレゼントしていただくように、県の計画の中に盛り込んでいただくように、お願いをしておきたいと存じます。

核燃料でも県のほうでは、たくさん貰っておられるわけですから、それだけでも川内の総務事務所長さん、頑張っってひとつ、県の財政課のほうにもおられたわけですから、そういうものを一つ充当していただくように、県の目玉を出していただきたいと、このように思っているところでございます。

また、私どものこの広域の法定合併協議会におきましては、それなりの、今、まちづくりフォーラムのほうで、いろんな提言がたくさん出てきておりますし、また、委員の中からお提言をいただいて、今月末にまとめるということでございますから、大きな柱が出てくると存じますので、よろしくご検討方お願い申し上げたいと存じます。

他に委員の皆様方からございませんか。

鹿島の村長さん、何かご意見はないですか。今、大きな目玉の話が出ましたが。

尾崎嗣徳委員

甌島と言えば、大きな目玉、甌縦貫道の問題であります。甌を一本化する。蘭牟田瀬戸大橋を陳情してからもう 30 年になります。私はこのことで、合併協議会が設立後すぐ知事のご意見をうかがいに行きました。

知事は、鹿児島県合併協議会第 1 号が川西薩という、誇りの高い、歴史的なわざをなし遂げた。このことに対しては、県も十分に答えてやらなければいけないというような、非常に温かいお言葉をいただきました。こういうことが合併の意義であり、最も住民が希望する大きなものだと思います。

なぜ合併をするのかと、合併をしなければいけないのかと、これだけ苦難な道を歩きながら合併をするということは、10 万都市圏域の確立というような、このことが大きな課題でありますので、私ども、離れた甌島にありながらも、そのような願いを込めて、合併ということに踏み切ったところを、皆さんがよく信じていただいて、これに拍車をかけて激励をしていただいて、悲願 30 年の達成を皆さんで共にお願いをしながら、合併を機にしてなし遂げたいと思う。

合併の効果、橋の効果、架橋の効果というものは何かというと、知事は、合併ということが一つの効果なんだと、財源については特例債をもってやるんだというような、非常に明確なご答弁をいただいたので、このことも事務局は併せて強く特記して、ご要望していただくことをお願いを申し上げて、終わりたいと思います。

森卓朗会長

大演説、大変ありがとうございました。熱い思いを披瀝していただきました。ありがとうございました。県のほうにおかれましても、いろいろとご検討いただきますように、お願い申し上げておきます。

他にございませんか。

(「なし」の声)

ないようでございます。お諮りいたします。議案第 5 号、新市まちづくり計画の策定方針(案)につきましては、ただいま提案申し上げましたような事項を基本にしながら、策定方針を定めてまいりたいと存じます。ご承認を得たいと思いますが、お諮りします。議案のとおりでよろしゅうございますでしょうか。

(「はい」の声)

ただいま議案第5号、新市まちづくり計画の策定方針（案）につきましては、提案のとおりご承認をいただいたところであります。ありがとうございました。

引き続きまして議案第6号、新市名称候補選定小委員会設置規程（案）についてを議題にいたします。事務局の議案提案の説明をお願いします。

田中良二事務局長

それでは12ページをお願いいたします。12ページが、議案第6号、（仮称）新市名称候補選定小委員会設置規程の案でございます。

合併協定基本4項目のうち、新市の名称について審議するため（仮称）新市名称候補選定の小委員会設置の規定を別紙のとおり定めたいとするものでございます。

このまず合併協定の基本項目ということを上申しましたけれども、前の議案の一元化の調整方針と、それから今ほどの新市まちづくり計画と、それから合併協定の基本4項目、法定協議会会議の大きな三本柱でございます。

ご案内のとおり、この基本4項目につきましては、今から説明いたします、新市の名称と、2点目が合併の方式、3点目が合併の期日、4点目が本庁舎の位置ということでございまして、本日の説明は、新市名称に関わります委員会の設置規程でございます。

12ページの真ん中ほどに参考の1番目ということがございますが、この本協議会の規約の第13条におきましては、協議会は担当事務の一部について調査、審議等を行うために小委員会を置くことができるという規定でございまして、2項にございまして、会長が会議に諮り別に定めるということで、本日の協議会会議の新しい議案として、本日、提案するものでございます。

それから参考の2番目が、昨年12月25日までの任意合併協議会の申し合わせ事項の確認をいたします。11月8日の提出になっておりますが、その時の議案第6号で、新市の名称の決定方法については、法定協議会設立後、協議会委員から選考委員を選出し、早い時期に公募を行い、公募結果をもとに協議を進めることとするということで、11月8日付けで全会一致で可決されております。

この申し合わせの選考委員のところを、小委員会方式で行うというのが、本日の提案でございます。

それでは、13ページをご覧ください。13ページが規程（案）でございます。

まず、第1条が、設置の趣旨でございまして、今ほど申し上げました規約13条によりまして設置しようとするものでございます。

所掌事務が第2条でございますが、（1）にございまして、9市町村が合併した場合における新市名称の公募方法及び選定基準に関することの全体の事務の所掌をいたします。2番目が、新市名称候補の選定を行います。具体的な公募の総体数から絞り込みの選定の作業を行っていただきます。3番目が、賞品及びその他贈呈対象者の決定方法に関するものでございます。4番目が、その他選定に関する必要な事項ということでございます。

それから3条が、組織でございまして、小委員会は、2段目に飛びますけれども、本協議会の学識経験を有する委員18名以内をもって組織しようとするものでございます。現時点、9市町村から各々学識経験者の方を2名お願いしておりますので、このご出席の18名の学識経験者の委員の方を、小委員会の新市名称検討の委員としてお願いしようという規定でございます。

それから第4条が、役員の規定でございまして、小委員会には委員長が1名と副委員長1名ということを考えております。委員の互選によって定めることとされておりますが、この規定が承認されましたならば、この後、委員の方だけで役員選出の作業をお願いしたいというふうに考えております。

第5条が、役員の職務でございまして、委員長は小委員会の代表者、それから副委員長は委員長の補佐役など、規定を書いております。

それから第6条が、会議でございまして、会議は委員長の招集によります。2項にございますように、小委員会の議長は委員長が務めることとなります。

第7条が、報告規程でございまして、委員長は小委員会の協議経過及び結果につきまして、随時法定協議会の会議に報告するものでございます。

それから8条が、庶務でございまして、小委員会の会議の庶務は、我々協議会の事務局が行います。

第9条が、委任規程でございまして、この規定に定めるもののほか必要な事項につきましては、別に定めるものでございます。

附則が、この規定は、平成15年1月14日、本日から施行しようとするものでございます。

スケジュールの素案といたしましては、本日、この規定の承認をいただきましたならば、1月中に新市名称の小委員会の第1回目を開催し、協議がまとまりましたならば、2月13日の第3回法定協議会に、新市名称の公募方法等の提案、審議をお願いしたいというふうに考えております。

それから、住民の皆様から、最後にしますけど、よく問い合わせがあります、新しい名称の決め方の手順とスケジュールでございまして、2点だけ申し上げますけれども、本年中にこの法定協議会の会議におきまして、小委員会の協議を経た後、この法定協の会議で、一つの名称候補に絞り込まれます。これは12月までの作業でございます。

それから、最終的に新しい市の名前が決定されますのは、現時点のスケジュールでは、来年、平成16年春の関係市町村長の新市の名称を含めました合併協定の調印と、各市町村の議会の議決でございまして、16年春に最終的な意思決定をし、それが平成16年10月から新市名称が施行されるというふうな流れになります。

以上で、規程(案)の説明といたします。よろしくお願いたします。

森卓朗会長

ただいま議案第6号、新市名称候補選定小委員会設置規程(案)について、ご説明をいたしました。これからご意見を求めます。ご質疑願います。

何かありませんか。

帯田博美委員

樋脇町の帯田と申します。

ただいま議題に供されております議案6号、内容を見ますと、小委員会設置が目的のようであります。新市名称の今後の進め方についての委員会だと理解はいたしますが、この中で、任意協議会の決定事項のところを見ますと、参考2の12ページのところで、早い時期に公募を行い、公募結果をもとにこの小委員会で協議を進めるといふように理解はいたしますが、そんな中、幹事会等で過去にこの公募等々の仕方について、具体的に、川内市さん、串木野市さん、現市町村名、これをこの公募に現市町村名を使っていいのかどうか、あるいはもう新市、新市と、先ほどから何回も出てまいりますように、全くそれを省いて新市、いわゆる全く新しい名前の公募になるのか、ここらへんをかつての幹事会等々で話し合われた経緯があるのか、あるいは、もしそれが決定をしておりましたら、その内容までをお知らせ願いたいと、このように思います。

森卓朗会長

ただいま帯田委員のほうからご質問がありましたが、新市名称の公募に関わり、ちょっと逆上っているいろいろと経過を説明して、誤解のないようにしなければいけないと思いますから、事務局のほうでひとつこれまでの経緯と任協の時に一応の意志統一を図った関係の規程等を説明して下さい。

田中良二事務局長

それでは、帯田委員の質問に対して、お答えいたします。

まず決定事項の確認でございますけれども、任意協議会の段階で、11月8日に文言として決定されましたのは、12ページの下段のとおりでございます。そして、その幹事会に至るまでの検討の中で、現在の市町村名をそのまま使用しないほうがいいのかという意見は出されまして、幹事会の記録にもそのように残っております。それも事実でございます。

それから、あと手順的には、先ほど言いましたように、今月中に小委員会を開催し、今ほどの申し上げましたように、幹事会までの各市町村の意見は説明いたします。最終的な決定は、あくまでも2月13日のこの法定協の会議になりますので、そのような手順になります。

それから、幹事会あるいは事務局レベルで少し議論いたしましたのは、これも皆さんの決するところで、2月13日に決まるわけなんですけれども、解釈の仕方が、新市名称の漢字をそのまま使わないという言い方が、今ある市のところに別な漢字を一つ加えて、要

するに現市名を含んだ漢字を加えたのはどうかという議論と、それからひらがなに置き換えた場合はどうかということまでの細かい合意はしてませんので、ここはあくまでも今申し上げましたような意見はきっちり小委員会に伝えて、小委員会のほうで議論し、文言化して、2月13日の法定協には提出いたします。以上のとおりでございます。

帯田博美委員

ただいま田中局長の説明で、ほぼ理解はするものの、結果的には現在使われている市町村名は、中に入れるかどうかはまだほぼ決定はしていないと。あとの委員会の選任並びにそれらを見ますと、どうもそれを言う機会がもう私にはないようですので、今日がこの委員会設置前に、委員としてはどうも選ばれそうにありませんので、せめてこの協議会で、この小委員会が設置するまでに、そこらへんの統一した見解が必要ではないかと、このように考えますけど、他の委員の皆さんはいかがなものでしょうか。

森卓朗会長

帯田委員のほうからは、小委員会でどういう公募の仕方をするのか、どういう名称等について、どういう方法で一つの案をまとめ上げて、法定協に持っていくのか、大変危惧しておられるようであります。

他にご意見はございませんか。

もうちょっと事務局、そこを説明をして。

田中良二事務局長

再度の説明になりますが、今、帯田委員がおっしゃいましたように、去年までの幹事会の中で、そのような意見ということが出ましたことは、文字によりまして、1月中の小委員会にも説明いたしますし、それから2月はじめの幹事会でも、2月13日の第3回法定協に出すべき議案として、助役、部課長会議でも議論いたします。

そして、申し上げましたように、この公募方法選定基準の審議をするのは、2月13日でございますから、当然、言われた趣旨で資料調整はして、議論は進めてまいりますので、ご理解下さい。発言の場としては、最終の意思確認としては、第3回法定協、2月13日にやるということで、手順を踏みながら、我々としてはしていきたいということです。

本日は、組織論でございまして、この公募方法とか選定基準を前段の素案を作る組織として、小委員会を設けようということでございまして、それ以後は、委員のおっしゃいましたように、幹事会、それから第3回法定協という手順でまいりますので、通常のとおりのでやり方でございますから、よろしく願いいたします。

森卓朗会長

とりあえず小委員会を作っていくということについての、今、議案の提案であります。

他にございませんか。

(「なし」の声)

他にご意見もないようでございます。お諮りします。議案第6号、新市名称候補選定小

委員会設置規程（案）につきましては、提案のとおり承認することで、異議ございませんか。

（「なし」の声）

なしということでございます。提案のとおり承認をされました。

では、ここで暫時休憩をいたします。学識経験者の皆様方は、この休憩中に、新市名称候補選定小委員会の委員長及び副委員長を選出していただくため、別室で協議をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

司会者（川野眞司事務局次長）

学識経験者の委員の皆様には、協議の会場としまして、2階のみさきの間を準備してございますので、申し訳ございませんが、会場の移動をお願いいたします。この会場を出られまして、右側の階段をご利用いただければと思います。

他の委員の皆様につきましては、協議終了、議事再会まで、しばらくお待ちいただきますように、よろしくお願いいたします。

（休憩）

（再開）

森卓朗会長

休憩を解きまして、また、本会議に入ります。休憩中にいろいろとご協議をいただきました事項等もございまして、これから審議に入ります。

報告事項といたしまして、9つの事項がございます。これにつきましては、最初の新市名称候補選定小委員会の委員長・副委員長の選任については、これからご審議をいただくことにいたします。2番目から9番目までは一括して報告をすることにいたしておりますので、ご了承いただきます。

では、まず最初に報告の第1号、新市名称候補選定小委員会の委員長・副委員長の選任についての結果をご報告していただきたいと存じます。

満園健士郎事務局次長

先ほどご審議決定いただきました、議案第6号の新市名称候補選定小委員会の役員の選任につきまして、ご報告申し上げます。

小委員会の委員は、18名の学識経験者の委員でございまして、本日は18名中14名の出席によりまして、別室により委員の互選をしていただきました。結果につきまして、ご報告申し上げます。

委員長には川内市の田中憲夫委員、副委員長には東郷町の山元温治委員、以上の2名の方が互選により決定いたしました。以上、報告終わります。

森卓朗会長

ありがとうございました。ただいま新しい新市名称候補選定小委員会の委員長・副委員長の選任につきましては、ただいま報告がありましたとおりであります。

ではここで、新しい委員長さん、副委員長さんに、ご挨拶を一言お願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

田中憲夫委員

ただいま委員長にご推挙いただきました、田中でございます。

この役目は大変重要で、かつ責任が重い役目でありまして、それだけに私にとりましては荷が重すぎるという気がいたしますが、副委員長さん並びに委員の方々のお助けをいただきながら、委員長としての役目を務めてまいりたいというふうに考えております。何とぞ皆様方のご支援をよろしくお願いいたします申し上げまして、言葉足らずではございますが、委員長就任の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

森卓朗会長

では副委員長に決定をいたしました山元さん、お願いします。

山元温治委員

先ほどの委員会で副委員長というような名称をいただいたわけでございますけれども、何しろこのような人間でございまして、果たしてできるか大変心配いたしておりますけれども、委員長さん並びに委員の皆さん方の協力によりまして、この仕事をやっていきたいというふうに考えております。どうかよろしくお願いいたします。

森卓朗会長

新しい委員長さん、副委員長さんの決定も見ました。ありがとうございました。

これで1号の報告事項は終わりまして、引き続き2号から9号まで、川西薩地区法定合併協議会市町村長調整会規程について、3号の川西薩地区法定合併協議会幹事会規程について、4号の川西薩地区法定合併協議会専門部会規程について、5号の川西薩地区法定合併協議会分科会規程について、6号の川西薩地区法定合併協議会事務局規程について、7号の川西薩地区法定合併協議会委員等の報酬及び費用弁償等に関する規程について、8号の川西薩地区法定合併協議会財務規程について、9号の川西薩地区法定合併協議会会議録等閲覧に関する要綱についてを一括して報告したいと存じます。

事務局の説明を順次お願いします。

満園健士郎事務局次長

それでは、報告事項の2番目から9番目までの規定について、一括してご説明申し上げます。

報告事項の2番目から9番目の規程、要綱につきましては、任意合併協議会で定めておりました規定とほとんど同一でございます。

それでは、15ページをお開きいただきたいと思います。

報告2号、川西薩地区法定合併協議会市町村長調整会規程につきましては、先ほど申し上げましたように、任意協議会と一緒にございます。施行は平成14年12月25日からでございます。

16ページをお開き下さい。川西薩地区法定合併協議会幹事会規程についてでございます。

この幹事会規程につきましては、第4条におきまして、幹事長1名、副幹事長2名ということで、任意協議会よりは副幹事長が1名増えております。この人選につきましては、1月9日に幹事会を開きまして決定をいたしております。

その役員につきましては、17ページのほうの表に書いてございます。幹事長といたしましては川内市の岩切助役、それから副幹事長には串木野市の上酔尾助役、それから同じく副幹事長としまして入来町の石塚助役をお願いすることといたしております。

それから、18ページの1でございます。川西薩地区法定合併協議会専門部会の規程についてでございます。これも任意協議会と一緒にございます。現在、法定合併協議会の専門部会は、9専門部会で行うことといたしております、9専門部会を2市3町でそれぞれ分担することといたしております。

別表3にございます専門部会、一番左端の欄にございますが、担当いたしますのは、上のほうから総務部会・串木野市、企画財政部会・川内市、産業経済部会・東郷町、住民健康福祉部会・串木野市、建設部会・川内市、上下水道部会・串木野市、教育部会・入来町、電算情報部会・川内市、議会・監査部会・樋脇町となっております。

続きまして、19ページをお開き下さい。川西薩地区法定合併協議会分科会規程でございます。これにつきましても、任意合併協議会の規定と変わっておりません。

現在、9つの専門部会の下に、専門的に協議を行うために、分科会を設定しております、現在では9専門部会の下に、45の分科会を設置する予定としております。この45の専門部会で、ただいま12月末時点では、2,439項目あったものを、事務事業について、順次協議をしまっていることとなります。

続きまして、20ページ、6番目の川西薩地区法定合併協議会事務局規程、これにつきましても任意合併協議会と同様でございます。

次に24ページ、7番目の川西薩地区法定合併協議会委員等の報酬及び費用弁償等に関する規程についてでございます。

この規定は、法定合併協議会におきます、学識経験者委員及び監査委員の方につきましては、その報酬及び費用弁償について定めるものでございます。その額等につきましては、25ページのほうの別表4で、費用弁償等については定めてございます。

それから26ページ、8番目の川西薩地区法定合併協議会の財務規程につきましても、任意合併協議会と一緒にございます。

それから28ページ、川西薩地区法定合併協議会会議録等閲覧に関する要綱につきましても、任意合併協議会の要綱と一緒にございます。

以上で報告終わります。

森卓朗会長

ありがとうございました。ただいま報告事項第2号から第9号まで、一括して説明を申し上げます。これから質疑に入ります。何かご意見、ご質問ございませんか。

(「なし」の声)

なしという意見も聞こえますが、任協の時の規定とほとんど変わっていないということでもあります。

特別にご意見もございませんので、報告事項については、以上で終了いたします。

次に、その他でございますが、何か皆さん方から総括的にご意見ございませんか。

ないようでしたら、事務局のほうから、その他について説明をして下さい。

満園健士郎事務局次長

それでは、事務局のほうから、次回の法定協議会の開催日程等について、ご説明申し上げます。資料の30ページをお開きいただきたいと思います。

30ページのほうで、第3回の法定合併協議会を2月13日木曜日午後1時半から、川内市のほうで行うことといたしております。

その他、14年度中には、第3回幹事会を2月27日、第4回の協議会を3月27日の開催予定でございます。

15年度の4月以降の分につきましては、31ページから32ページのほうに、協議会の、それから幹事会につきましては、こういうふうに日程を予定しているところでございます。日程の確保等につきましては、各委員の皆さん、ご協力方、よろしく願いいたします。

終わります。

森卓朗会長

ありがとうございました。次回の法定合併協議会等の日程等につきまして、ただいま事務局のほうから報告がありました。

大変お忙しい皆さん方でありませうけれども、どうぞこれからの合併協議につきましては、万障お繰り合わせご出席を賜りますよう、お願いを申し上げます。

他にその他、ございませんか。

田中良二事務局長

それでは、一番最後のほうに、事務局のほうから報告を申し上げます。

この法定協議会と下甕村との今後の事務協議のあり方、進め方なんですけど、現在、法定協のメンバーではございませんけれども、一部事務組合、消防組合、介護保険、それから4村で作ります衛生処理組合等の取り扱いにつきましては、この法定協議会と下甕村という1自治体との関係で、今後の取り扱いを今月からずっと協議していく必要があります。

決定ではなく機械的な並べ方なんですけれども、例えば新市と1自治体との新たな一部事務組合を作るのか、あるいは受託委託関係にするのか、考えにくいんですけど、それ以

外の協議ということも、法定協のメンバーとか専門部会のメンバーではございませんが、特に一部事務組合につきましては、この法定協と関わりを持ちながら、協議が進むということのお知らせ、ご認識をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

森卓朗会長

当初、挨拶の中で申し上げましたとおり、まず下甑の村長さんのお気持ちは、一日も早く広域の方向で進めてまいりたいというお考えでございますが、まだ住民の意見、あるいは議会の今後の方策等、調整がついていないということでもありますので、現時点におきましては、調整がまず向こうのほうが終わってなければ、意見をまとめていなければ、こちらのほうとしても、お受けするお受けしないもないところであるということ、当初、申し上げたところであります。

早い機会に、村長さんのお気持ちとしては、まとめてまいりたいというご意見であります。門戸を開けておきますということでございますが、事務事業がどんどん進んでまいりますので、現時点におきます事務処理等の考え方から、平成 16 年 10 月の新市合併の時までは、ちょっと無理があるということで申し上げ、そして 17 年 4 月以降の合併で、もしできるのであれば合併で考えたいということ、ご了承をいただいたところであります。

そういうことでございますので、できるだけ早い時点で、村の自体の意見がまとまりましたら、またその時、報告をいただければ、いろいろと一部事務組合の事務の作業もございまして、連携は取ってまいりたいと、このように考えているところでありますので、ご了承いただきたいと存じます。

他にございませんか。

予定されました、本日の法定合併協議会におきます議事の関係、全部議了いたしました。長時間に渡りまして、真剣にご協議をいただきまして、誠にありがとうございました。

第 2 回目の法定協議会でございますが、これから事務事業の整理がどんどんスタートしてまいります。次回におきましては、またいろいろとご報告を申し上げ、ご意見を頂戴しながら作業を進めてまいりたいと存じますので、どうぞこれからもご協力、ご支援をいただきますように、お願いを申し上げます。

とりあえず座長の役目をこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

司会者（川野眞司事務局次長）

以上をもちまして、第 2 回川西薩地区法定合併協議会を終了いたします。ありがとうございました。

なお、学識経験者委員の皆様におかれましては、会場を先ほどのみさきの間に移しまして、打ち合わせ会を開催いたしますので、申し訳ございませんが、会場移動をお願いいたします。打ち合わせ会の開会時間につきましては、3 時半からを予定しておりまして、1 時間程度ということをお願いしたいと思います。

それから、森会長、川内市の今村委員、上甑村の西委員につきましては、この会場隣のさのさ3という部屋でございますが、インタビューがございますので、よろしくお願いいたします。

会議録の署名

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

川西薩地区法定合併協議会会長